

議事日程第4号

令和元年12月13日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 15件

議案第50号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第51号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第52号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第53号 令和元年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第54号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 御嵩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 工事請負契約の変更について

議案第58号 工事請負契約の変更について

議案第59号 財産の取得について

議案第60号 指定管理者の指定について

議案第61号 指定管理者の指定について

議案第62号 指定管理者の指定について

議案第63号 指定管理者の指定について

議案第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

日程第3 議員派遣の件 1件

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 高山 由行

1番 清水 亮太

2番 福井 俊雄

3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	9番 加藤 保郎
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 邊 公 夫	副 町 長	寺 本 公 行
教 育 長	高 木 俊 朗	総 務 部 長	伊 左 次 一 郎
民 生 部 長	加 藤 暢 彦	建 設 部 長	亀 井 孝 年
企 画 調 整 担 当 参 事	長 屋 史 明	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 田 徹
総 務 防 災 課 長	須 田 和 男	企 画 課 長	山 田 敏 寛
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長	各 務 元 規	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長	筒 井 幹 次
税 務 課 長	金 子 文 仁	住 民 環 境 課 長	若 尾 宗 久
福 祉 課 長	小 木 曾 昌 文	農 林 課 長	高 木 雅 春
上 下 水 道 課 長	鍵 谷 和 宏	建 設 課 長	早 川 均
会 計 管 理 者	可 児 英 治	生 涯 学 習 課 長	石 原 昭 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 村 治 彦	議 会 事 務 局 書 記	丸 山 浩 史
-------------	---------	------------------	---------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日、日比野保険長寿課長は、都合により欠席する旨の報告を受けましたのでよろしくをお願いします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 加藤保郎君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第50号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

補正予算書の28ページですけれども、今回、幼児教育の無償化に伴いましてこの財源の変更があったわけですが、当初予算からこの金額は上がっておりますけれども、この10月から無償化をされるということで、この変更の理由をお聞かせいただきたいと思います。御説明いただきたいと思います。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

ただいまの大沢まり子議員からの御質問にお答えします。

今回、10月から幼児教育の無償化ということが、国の法律、子ども・子育て支援法によって打ち出されまして、これによりまして、今まで幼稚園奨励費として支払っておりました補助金として支払っておったものが、今回負担金ということで、負担金と申しますのは、国に一定の義務もしくは責任のある、そういった事務事業について義務的に負担をする給付金という、そういう性格のものになりました。先ほど申しましたように、法律上国の負担というか、それが規定されておりまして、若干地方の市町村におきましても一部は負担をするわけなんですけれども、今回そういった理由によりまして切りかわったということで御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

その切りかわったということで、今回この補正で上がってきたということは、私立の幼稚園に対する支払いのほうはどのような形になっていますでしょうか。幼稚園のほうにちょっとお伺いしたところ、1月に支払われるということで、ちょっと手続上遅いんじゃないかということで、なかなか対応が遅いというようなお声も伺っておりますけれども、その点に関してはどうでしょうか。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

ただいまの御質問でございますが、確かに事務担当のほうの動きがかなり遅くありまして、そのあたりは幼稚園さんに対して大変申しわけなく思っております。国のほうからの指示等もはっきりしないまま動き出してきたものですから、ここへ参りまして、10月からはきちっとした形で決まってきたわけなんですけれども、そのあたりで、今回は10、11、12月分の3カ月間をまとめましてこの年明けに支払う予定でおりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

補正予算書ですが、29ページですが、教育費の生涯学習費、郷土館費の備品購入費の芸術

作品等購入費の100万円という補正でございますが、前、委員会のほうで私も伺っております、可児才蔵の武者絵ということで落合芳幾の作品ということで話が出ておりましたが、これサイズですが、サイズをちょっと確認したいんですが、どのくらいのサイズなのか。この挿絵かなと、これはまちづくり課がつくったものですが、これかなというふうに思いますし、私ちょっとネットのほうで出してみたんですが、こういうものがありました。

これは東京都立図書館のあれが出ていましたんですが、こういったのがありました。このものかなというのですが、ちょっとサイズが書いてございませんでしたのでわかりませんが、これをよう調べてみますに、この落合芳幾の作品は高くても10万円ぐらい、ネットで見ると、オークションなんかに出ています、安くても1,000円とか1,500円ということで、一番、何ですか、浮世絵ですね。それを見ても10万円ぐらいで、サイズ的には25から35センチぐらいあるものが10万円ぐらいということで出ておりますが、予算は100万円ですけれども、もともとどんなふうで考えてみえたのか、もう少しいろんな局面から当たってもらって、この値段が妥当かどうかというのをもう少し精査していただきながらというふうに思いますが、その辺のところちょっとお聞かせください。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 石原昭治君。

生涯学習課長（石原昭治君）

この可児才蔵展の浮世絵のまず大きさのほうでございますけれども、大きさとしましてはA4サイズですね。このサイズというふうで思っただけであればいいというふうに思います。現物としてはそういうサイズのほうで私のほうも見させていただきました。

それから、こちらのほうの購入費の価値のほうの話になってくるわけでございますけれども、最初、この購入される業者のほうから聞いたお話のほうで100万円という金額が出てきました。私どものほうも、大変100万円という高価なものでありまして、こちらのほうを購入するかどうかというのを非常に大変迷ったところはやっぱりあります。この価値についてですけれども、まず、この御嵩町、可児才蔵が御嵩町にゆかりのある武将であったということもありますし、今後、可児才蔵というものを御嵩町として観光的なPRとして売り出していきたいということもありまして、購入のほうを決めたというふうなところが経緯でございます。

いろいろと鑑定みたいなもので、そういったものを出してほしいというような話のほうも、先方のほうにはお願いのほうはしておりますけれども、先方が古物商の方ということで、その方が鑑定するといっても、その方の古物商という専門の方ということがありますので、特に鑑定書みたいなものというのは出てこないんですけれども、今の価値というものがいろいろ聞いてみますと、可児才蔵というものがいろいろネット上で武将のそういったもので人気のある武

将であるということもあって、価値のほうが高くなっているという話も聞いております。いろんなそういった情報のほうも錯綜してあるわけでございますけれども、この可児才蔵のこの浮世絵のほうを、今回、可児才蔵展のほうで展示のほうも考えておるわけなんですけれども、それ以外にこの浮世絵を使いながら、ほかの議員からの提案もございましたけれども、ほかのところに展示したり、こういったものを、コピーみたいなものうちの所蔵になりますとできますので、そういったものを使いながら観光面のほうに今後いろいろ検討しながら使っていきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

可児才蔵、武将で価値あるということではありましたが、私見てみますに、加藤清正とか福島正則、織田信長、そういった武将絵もあります。そういったものでも大体10万円ぐらいということですので、これが安い高いかというのはあるわけなんです、十分精査していただきたいと思っておりますし、これを可児才蔵を御嵩の宝として今度の特別展をPRされると思うんですが、引き続き、願興寺が今度8年先にはすばらしいものになります、そういったものも含めて、値段以上にPRできて御嵩町をアピールできる、住民の方も含めてアピールできるような形にしていきたいという、その価値以上になれば、それが安かったかなというふうなことになりますので、そういった捉え方で進めていきたいと思っておりますので、十分精査して行っていただきたいと思っております。

議長（高山由行君）

奥村議員。一つ奥村議員の質疑は、あくまでもこれは質疑なので、少し自分の考えを訴えるところが多くありますので、ちょっと注意してやってください。質問を続けてしていただけるなら結構ですけど、自分の考えやお願いは慎んでいただきたい。以上です。

続きまして、質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

農業振興費ですね、24ページの農業振興費の報償費に絡んだ関係だと思っておりますが、これはたしか有害鳥獣の捕獲に関する今回事業計画ができなかったということでこういう減額という形の報告を受けておりますけれども、御嵩町の有害駆除についての今年度の取り組み、それから今後どういう形になっていくのか。これは実は、豚コレラの関係で、今イノシシ等の捕獲事

業というのが非常に難しい状況で、県のほうも日が変わりメニューでどんどん実は実態が変わってきております。だから、こういう中で御嵩町として、町としてはどういう体制でどのような取り組みを今後されていくのか。それから現状はどうであったのか。この2点、もしわかれば教えていただきたいと思いますが。

議長（高山由行君）

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは谷口議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、豚コレラが蔓延しておりまして、御嵩町内で今年度につきましては有害鳥獣捕獲というものを行いませんでした。有害鳥獣捕獲というものにつきましては、毎年6月1日から9月30日までの間に活動をしております。町民の方々から有害鳥獣としてイノシシとかの捕獲をお願いしたいという依頼があれば捕獲活動をやるわけですが、今年度につきましては、この期間中、依頼のほうがございませんでしたので、有害鳥獣の活動が行われませんでした。そのため、今年度は、報酬、役務費、使用料、それから原材料費の、この期間中に支出する科目につきまして減額をさせていただいております。

イノシシの駆除につきましては、今年度当初につきましては調査捕獲というものが県のほうから猟友会のほうへ直接依頼がありまして、捕獲のほうが行われていまして、それに係る費用につきましては猟友会のほうに直接県のほうから支払われております。また、有害鳥獣の期間が終わってから11月15日からは、個体調整捕獲ということで、通常は猟期があるわけですが、今は豚コレラの関係で猟期ができないということで、この辺の関係で県のほうがまたさらに猟友会のほうで個体調整捕獲というものを依頼して、現在猟友会のほうでイノシシのほうの捕獲を行っていただいているところでございます。

来年度、まだ豚コレラの収束が見込まれていないところもございまして、今年度も有害鳥獣を行うに当たり、捕獲隊の皆様には一応準備だけをしていただきまして、何か要請があればこちらからお願いするということが頼んでおりました。そのため、来年度につきましてもまた準備のほうはしていただくことになりまして、町のほうへ捕獲の依頼がありましたら、活動していただきまして、それに伴った費用のほうを支出させていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今日まで有害鳥獣捕獲については、御嵩町が捕獲隊を編成して、そして捕獲隊を中心として有害鳥獣等についての捕獲作業を行ってきております。これが今年度は、先ほどの説明ですと、いわゆる被害に基づく捕獲要請がなかったということでもありますけれども、実際にはかなりの被害が出ております。

そんな中で、現在はいわゆる個別調整捕獲という形で、県のほうが県猟友会に委託をして、そしてそのいわゆる県のほうで講習を受けた人間にのみ捕獲の資格を与えた形で調整捕獲という制度が行われておりますけれども、行政として、いわゆる有害鳥獣捕獲隊の要綱までつくって捕獲隊を編成しておるんですが、この取り扱いというのは来年度以降はどういう形になるわけですか。その辺もしわかれば。

議長（高山由行君）

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

谷口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

捕獲隊の要綱を設置して捕獲隊を設置しているわけですが、それは来年度も引き続き、捕獲隊の設置要綱に基づいて捕獲隊を設置して活動はしていくこととなります。先ほどもお話しさせていただきましたけど、イノシシの被害というのは出ていることはわかっておりますけど、駆除をしてほしいということの依頼があって初めて活動することになります。まちのほうでは、死亡したイノシシとかがあれば職員のほうで処分するために活動させていただいております。また、今年度、捕獲隊の皆様と話をしても、やはり豚コレラの関係で亡くなっているイノシシとかが多いということもありまして、イノシシ自体の被害が出ている件数は非常に少なくなっているのが今年度の実情でございます。来年度につきまして、イノシシが昨年度につきましては254頭のイノシシの捕獲しておりました、捕獲隊のほうで。それが今年度は実績がゼロということで、費用を削らせていただきましたので、来年度も活動するような事案が出てきたときには、設置要綱に基づいて設置されていますので、その捕獲隊として活動していきますのでよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

質問させていただきます。

ちょうど今のに関連するわけですが、補正予算書 13 ページの下段のほうで県支出金の県補

助金の中の農林水産業費県補助金、農業費補助金ですが、当初説明のときに、全額両方とも切ったのかなあと思いましたら、野生鳥獣被害防止助成金というのが3,000円だけ残っておるわけですね。その関係で、今度歳出のほうに行きますと、24ページですが、同じく有害鳥獣捕獲報償費、これは全額285万8,000円の減額ということになっておるわけですが、この3,000円はどのような状況の中で残してみえるのかというのがまず1点。

全部で3点ありますので、済みませんがよろしくをお願いします。

次の2点目が予算書16ページ、町債の関係ですが、教育費の関係で、これよくよく調べてみますと繰越明許費による小学校費の空調関係の設備で、前年度からの繰り越しもあるわけですが、今回02の中学校債ということであるわけですが、当初予算書を見ても01はないので、中学校費は01じゃないかなあとというふうで思っておるわけですが、繰越明許費に対する予算計上の手続、また議員に対する説明の時期というのはいつごろになるのかということで、これもよろしくおほしいたいと思います。

それから、最後30ページですが、教育費の保健体育費で、海洋センターの一部事務委託料が335万7,000円減額されております。これも当初の説明が、職員1名増員のためスポーツクラブに委託しておったが、スポーツクラブのほうを採用が云々というような話を何かはっきりわからないように聞きましたが、経緯とか再度詳しく説明をおほしいたいと思っております。またこの335万7,000円の金額につきましては、この平成27年のB&G海洋センター等一部事務委託業務資料によりますと、局長級、事務局長級の方と副事務局長級の方、それぞれ給与額に金額の差があるわけですが、どちらの方が今回急遽退職されたかという点について答弁をおほしいたいと思います。お願いします。

議長（高山由行君）

まず、農林課長所管分。

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、加藤議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

予算書13ページの県支出金の中で、野生鳥獣被害防止助成金が3,000円残してあるのはどうしてかということになりますが、こちらの助成金が交付される対象の動物が、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、ニホンジカ、ニホンザル、熊ということになっております。町といたしましては、イノシシの捕獲についてはおりとかも設置しておりませんので捕獲はないということで、イノシシに係る分はほぼ減額させていただきました。ただ、アライグマとかヌートリアに係るおりとかは住民の方にまだ貸し出しとかをしておりますので、そのときに捕獲されたときには助成金がいただけますので、3,000円を一応予算上残してありますのでよろしくおほ

いたします。

議長（高山由行君）

2 番目。総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それではお答えします。

非常に財政事務に明るい加藤議員からの鋭い御指摘ありがとうございます。

まず、平成 30 年 12 月議会におきまして、小学校への空調設備工事につきましては、繰越明許費の議決をいただきまして予算繰越をしたことに伴い、財源となる小学校債の繰り越しを行っております。この繰り越しに伴います歳入歳出の会計処理というものを平成 31 年度、今年度に入って直ちに行っておりまして、30 年度予算から繰り越ししました小学校債については、節の 01 ということで財務会計上の科目を位置づけさせていただきましたので、今補正予算において計上した中学校債を節 02 ということで処理をさせて区分をさせていただいております。あくまで議決をいただきました明許繰越に伴います予算を事務的に処理したものであるということを、まずもって御理解いただきたいと思います。

したがいまして、これまで今年度予算書には出てきておりませんが、令和元年度の教育債につきましては、平成 30 年度予算の節 01 小学校債と今回の補正で計上させていただきました令和元年度予算の節 02 中学校債というものの 2 つが存在しておりまして、節 01 というのは決算時でないと思われるというものでございますので、令和元年度の内容につきましては、令和元年度の決算の折に御説明をさせていただきたいと思っております。

なお、中学校債を節 02 とした事由につきましては、今回補正予算第 4 号の教育債の御説明の折に、繰越財源の関係で節 02 となったということを説明しておけばよかったかなということで、反省はさせていただいておりますのでよろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 石原昭治君。

生涯学習課長（石原昭治君）

それでは、補正予算のほうの減額の御説明のほうをさせていただきます。

こちらのほうは、まず経緯のほうでございますけれども、受託業者でありますスポーツ・文化倶楽部のほうから、昨年 5 月になりますけれども B & G の事務委託のほうでの職員、主に体育協会などの事務のほうを担っております、こちらの職員の方が、平成 30 年度末で退職するという御報告のほう、それからかわりの方を受託業者のほうで探していきますという御報告のほうを受けました。その後ですけれども、受託業者の方でかわりの方を探してみえまして、かわりとなる方の候補のほうも出てきましたけれども、その方が途中で断りの御報告が

ありました。そういったこともあり、町の人事部門ともそのときにいろいろ相談もしてきましたけれども、最終的にことしの2月4日になりますけれども、受託業者のほうからかわりの方がこの時点では見つからないという御報告を受けまして、また町の人事部門とも相談しまして、このままでいきますと新年度、今年度ですけれども当初から始まりますB&Gの業務のほうに支障が出てくるということがありまして、これを回避するために職員のほうを1名増員したということが経緯となります。

今回の補正予算のほうですけれども、この体育協会の業務、それから可児駅伝の業務のほうもお願いしていました。そういったものを除きまして、4月1日に594万円で契約をさせていただきまして、消費税の増税がありましたので10月1日に増額して599万5,000円という変更契約をさせていただいております。この当初予算のほうですけれども、この一部事務委託の予算のほうに935万2,000円ございましたので、今回の補正のほうでは変更契約の差額分335万7,000円のほうを減額するというものでございます。

それから、この方、こういった業種をしておりましたという、平成27年の資料をとということをお話しされました。ちょっと私の手元にはございませんけれども、この方の業種のほうですけれども、アドバンス・インストラクターという沖縄のほうの研修に行っています。指導員の資格を持った方が退職されるということになりますので、よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

本年、この当初予算を見てみますと、昨年より91万8,000円の増額ということで、その内容は、当初スポーツ・文化倶楽部の人件費が高騰したため、緊急的対応で91万8,000円の増額をお願いするというところで、当初予算は受けておるわけです、我々は。ところが、今聞きますと、2月の時点でもうスポーツ・文化倶楽部は断念しておるということなら、それ以後、9月補正で1名増額分の給与やいろいろは増額してみえるわけです、この科目で。ところがそのときは、この人件費の関係は企画課のほうで一括して当初予算の当初枠組みしたときの職員から職員が異動したと、そういう関係でこういうふうの数字になりますということで、一番後ろの職員給与とかで説明を受けるだけで、新たに1名増というような説明はそのときにもない。それから6月にちらっと一部説明があったわけですが、これはねんりんピックの関係で職員とか事業費を上げたというだけで、職員の増については何もないと。1から10まで話せとは言いませんが、やっぱりこういう平成27年度の資料としてこうやってあれば、委託することで職員数を削減し、町の計画的な今後の人件費削減を推し進めるためにも必要なんだという

ことを言っておるわけですから、我々もこれに納得して、そういう事業を黙認というか賛同して予算づけやいろいろしておるわけですが、ないがしろというわけではないと思うんですが、もう少しこの当初予算のときにもう初めからわかっておれば、説明を我々に対して、将来的にはこういうふうで補正をお願いするという一言でも言っておいていただければ我々もいいんですが、今になってこういうふうでぽこっと委託料でこういうふうで減額しますということでは、ちょっとやっぱり前もってだんだん説明というのがあると思いますので、お願いしたいことなんです、ただ今後、来年以降、今の状態で11月、12月ですので、来年の4月にスポーツ・文化倶楽部でこの事務局長級のアドバンスのインストラクターとかアクアインストラクターの資格のある方を採用できるかどうか。その点についてはどういう考えですか。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 石原昭治君。

生涯学習課長（石原昭治君）

いろいろ御説明のほうがちらのほうで詳しく議会のほうに説明できなかったということについては、ちらのほうについてはおわびのほうを申し上げます。途中途中で、2月4日にスポーツ・文化倶楽部のほうからありましたけど、既に当初予算のほうはかなり固まっていたということもありまして、途中途中で、また予算の後のほうでも少しこの辺説明させていただきましてけれども、議会の皆さんのほうにはなかなか通じていなかったということにつきましては、おわびのほうを申し上げます。

それから、今後のB&Gのスポーツ・文化倶楽部のほうで、こういった指導員のほうの資格も取っていくという予定でございますけれども、今のところですけども、このB&Gのスポーツ指導員の資格ですけども、こちらにつきましては今の現職員のほう、1名今回増員した職員を研修のほうに行くというふうな考えではおります。B&Gの運営につきましても、こういった指導員の資格のある者が1名以上いなければいけないということもございまして、今その指導員を持っている者が職員のほうでもありますけれども、かなり高齢化をしております、そちらのほうの後継者のほうが少ないということもありますので、今後のB&Gの運営のためにも職員のほうを1名、来年ですけどもそちらのほうを回していきたいというふうな予定をしておりますのでよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 50 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 51 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 51 号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 52 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につい

てを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 52 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 53 号 令和元年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 53 号 令和元年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 54 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 54 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 55 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

本当は予算のときに聞かなければならなかったことなのですが、これで給与条例の関係が出てきましたので、ここで質問という格好にさせていただきたいと思います。

上水も下水も今回は債務負担行為の設定のみで、人件費とか給与費等についての補正はなかったわけですが、引当金の中で十分できるわけで、賞与引当金の中で十分動けるという意味で今回は補正はなかったわけですかね。

議長（高山由行君）

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

加藤議員の御質問にお答えします。

水道事業会計、下水道事業会計の中では、現予算の中でできるというふうに判断して今回上げておりませんので、よろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 55 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 56 号 御嵩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 56 号 御嵩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 57 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 57 号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 58 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 58 号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 59 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 59 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 60 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

これから 4 件、同じ指定管理者の指定についてという議案があるわけですが、まずこの生きがい活動センターみたけの関係について、資料のほうでいろいろとこの選定に係る経費とか、評価シート等を読ませていただきますと、指定管理に係る関係で、平成 26 年から 1 回更新をし、今度で 2 回目の更新、6 年を経過しておるわけですが、この文書の中で指定管理者がかわることについて、より信頼関係が一から築いていくことは不利益であると、指定管理者を公募によらず選考するというようなことも書いてありますが、こういうことが書いてあれば、3 年というのが短いか長いかはいろいろと考え方があろうかと思うわけですが、職員の採用やいろいろについても、やっぱり 5 年、最低でも 5 年ぐらいに延ばしてもいいんじゃないかなあと、いうふうに私は思うわけですが、多分、前例踏襲の 3 年というような格好で今回議案を上げてみえると思いますが、そこら辺長期のほうが契約上安定し、企業の方もそれに向けてしっかり施設の管理、運営等について当たっていただけるものと思うわけですが、その点について、担当のほうとしてどう考えてみえるのかをお願いします。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

加藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

指定期間が現状 3 年、それから 5 年のところもございますけれども、特に今回のあつと訪夢とか、ふらっとハウス、それからみたけ健康館については 3 年ということでございまして、この期間が 3 年が妥当なのかどうかという御質問かと思っております。

指定管理が当初始まった時点におきまして、その業者さんが信頼に足る業者さんなのか、業務がきちりできるのかどうか、そういったことも考えますと、余り最初から長期の指定期間でやるというのはなかなか危険もあるだろうということで、まず 3 年ということでやらせていただいた経緯があるというふうに思っております。

議員御指摘のように、今回 2 回目であったり 3 回目というようなところもございまして、その中で信頼を得て継続してやってこられたということもございまして、今後、3 年というメリット・デメリット、それから 5 年のメリット・デメリット、それぞれあると思いますが、

そういったものをちょっといろいろ考慮しながら、将来的には5年ということも視野に入れながら、次回の指定管理の更新のときにはまた検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第61号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

こちらにつきましては、委託先が一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部ということになります。

先ほど、補正予算のほうでB&G海洋センターの関係でちょっと質問をさせていただきました。今回、資料にあります34ページから、このみたけスポーツ・文化倶楽部の関係があるわけですが、35ページを見てみますと、一番上段の安定的な経営基盤及び人材確保ということで、また町民を積極的に職員として採用し人材の確保に努めているという文章があるわけですが、先ほどの教育委員会の関係の事柄を対象としてはいけないかもしれませんが、同じ社団

法人のみたけスポーツ・文化倶楽部であるというような意味合いからすれば、ここら辺の文言、御嵩町の全体として、片一方ではこういうふうで積極的に職員を採用しておると、こういうふうで順調にこの施設の運営はできておるという中であるわけですが、教育委員会の生涯学習課のあの意見を聞いて、どう考えるか、どう今後を考えていくか、民生関係として答弁をお願いしたいと思います。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

加藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

35 ページの最初のところにありますように、安定的な経営基盤及び人材確保というところで、我々のコメントとしてはここに書いてあるとおりでございます。先ほど教育委員会のほうからのお話もございましたけれども、こちらに書かせていただいておりますものにつきましては、この指定管理の部分についてのことを書かせていただいております、まさに書いてあるとおりでございますけれども、町民を積極的に職員として採用して人材確保にもきっちり努めておられるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 61 号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 62 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

同じように指定管理で続いてきたわけですが、この議案第62号、みたけ健康館につきましては、資料の40ページにありますけど、平成29年度、平成30年度と管理経費の収支状況ということで、残が39万4,000円また27万8,000円というふうに高額にあるわけですが、これらの処理についてどのようにされてみえるのか。健康館の内部で収益的事業を積極的にやったからこういう金額になったということであって、今後はこの金額については指定管理料の削減というふうにするのか、そこら辺について今後の方針はどういうふうになっておりますでしょうか。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

加藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

40ページのところにありますように、収支のところですね。みたけ健康館におきましては平成29年度、平成30年度ということで、収支のほうで利益が出たというところの質問かと思っております。

今現在ですが、各年度間における精算のほうは行ってはおりません。こちらにつきましては、当然利益を出すために指定管理者のほうも頑張るといこともございますので、なかなか利益が上がらないようなところだと、当然指定管理のほうもやっていただけないといこともございますし、お客様をふやすという意味で頑張っていただけるということから、このところについては利益が出た分については特に返還を求めているというものではございません。逆にマイナスが出たところについても我々は補填しているということではございませんので、そこはそういうふうにごやっておるところでございます。

ただし、これが長年ずっと同じように利益が出続けるということであれば、議員御指摘のようにやっぱり指定管理料のところも若干減額していくとか、そういったことも考えていく必要があるかなあというふうに思っておりますが、まずは様子見かなというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。以上です。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 62 号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 63 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

今回の指定管理、NPO 法人ささゆりなんです、資料のほうでは 44、45 ページに評価シートで担当課の評価も出ておりますが、この中に適切な運営だとか、それからあゆみ館家族会との定期的な会合を開く良好な関係を保っておるということで評価されておりますが、当初あゆみ館については、10 年ほど前に慈恵会が指定管理を受けまして、5 年前にこのささゆりが受けて、今回 2 回目の更新ということなんです、民設民営で行うということで、御嵩町にとっては最新のとかすばらしい指定管理かなというふうに思うんですが、あゆみ館、きのうも伏見公民館のサロンで物販をやっておられまして、本当に地域の密着型でいろいろな場所に出ていただきながらやってみえるということなんです、この評価の中にもありますけれども、今度グループホーム等も建設にかかわっていくわけですが、担当課としてその考えというか、もう少し簡単で結構ですが、そこら辺の評価をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（高山由行君）

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

奥村議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、今の質問の中で2回目の更新ということをおっしゃいましたが、今回1回目の更新ということでもよろしくお願ひいたします。

御質問の趣旨がいまいよくわからないんですが、いわゆるこのささゆりが管理しておりますあゆみ館というのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきますサービスを提供していく事業者であります。なので、利用者に対してこの法律に基づいてサービスをしていくのがここの施設での管理運営となってきます。その中で、今、多分御質問の趣旨としましては、地域の方々にどのような形で要は共生していくのかという御質問とするならば、この事業所員が行っています、例えば皆さん御存じのとおりクッキーだとかシイタケだとかそういったものも利用者の雇用の一つとして、工賃を稼ぐための一つとしてやらせていただく中で、この施設あるいは御嵩町の役場でもそうですが、今、御紹介にありました可茂公設なんかでも販売をして、利用者の自立を促していくということでの事業を行っているということで評価させていただく中で、今回指定管理ということで選定をお願いするものであります。以上です。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 63 号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 64 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜

県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 64 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件

議長（高山由行君）

日程第 3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり、地方自治法第 100 条第 13 項及び御嵩町議会会議規則第 127 条の規定により、令和元年 12 月 17 日から 2 日間、地元選出国會議員への陳情活動のため、衆議院議員会館及び参議院議員会館に議員全員を派遣します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第 4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に

関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

短期集中ということで、期間は短かったわけでありませうけれど、こうして御審議いただいたこと、また議決していただいたこと、全ての議案を議了していただいたことについて心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

このところ、またマスコミにもぎわしいところがあるんですけど、少なくとも一般質問の答弁でも申し上げたように、第三者のマスコミが文書にしたり放送したりすると、その取材者の意図的な部分とか主観が入ってくる場合がありますので、何か変わったことがあったらこちらから正式な文書をつくって、プレスへもうちょっと根気よく投げ込みをしようというふうには今思っているところです。考えてみればそれほど大きな問題という認識ができなくなったということは、逆に言うところちょっと鈍くなったということでもあるかと思っておりますので、時々あえて新聞に載ることも悪くはないですけど、真実が書いてあるかどうか疑わしいということで、読んでみえる方がどれくらいあるのかといえば心配なこともありますので、正確な情報を正確に行政から提供していくということをしていきたいというふうに思っております。

来週は、皆さんと東京であります。このところはこの地方より東京のほうが寒いようなときもありますので、ぜひ健康に気をつけられまして、充実した中身のある東京要望活動を展開したいと思いますので、よろしく願いをいたしまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして令和元年御嵩町議会第4回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

た。

午前 10 時 06 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 加 藤 保 郎